高圧ガス製造施設等、貯蔵所の軽微変更のチェックリスト （一般則・液石則・コンビ則）（R8.10.23）

製造のための施設等の変更には、技術上の基準に変更のない部分の変更は含まれないこととされています。
従って技術上の基準で規制をしていない設備について変更する場合は、手続き不要となります。

1. 高圧ガス設備（高圧ガスが通る部分）

設備・施設等の名称	取替える設備の概要	変更許可	軽微変更	届出不要
高圧ガス設備全般	残存肉厚が計算肉厚（常用圧により計算）を下回る場合の肉盛り補修	○		
	残存肉厚が計算肉厚（常用圧により計算）以上の場合の肉盛り補修			○
貯槽・塔槽類・熱交換器等（処理能力を有しないもの）	認定品※への取替		○	
	特定設備の取替又は認定品以外への取替	○		
圧縮機・ポンプ（特定設備を含まないもの）	処理能力が±20%以内（変更前後で能力に変更が無いものを含む）の取替（認定品への取替に限る）	○（完検不要）		
	耐圧性能に影響のない部品の取替			○
	上記以外	○		
反応器 蒸発器・凝縮器 精留塔又は分留塔 その他処理設備	特定設備の取替（耐震設計にかかるもの又は処理能力の変更が±20%を超えるのものに限る）	○		
	処理能力が±20%以内（変更前後で能力に変更が無いものを含む）の変更（耐震設計にかかる特定設備を除く）	○（完検不要）		
	部品取替（邪魔板の取替）			○
	上記以外	○		
ディスペンサ 充填機	すべて認定品で構成された物への取替（配管の溶接等の現場加工が必要⇒配管・継手の項を参照）	△	△	
	すべて認定品で構成された物への取替（配管の溶接等の現場加工が不要）		○	
	部品または充てん弁の認定品への取替		○	
	部品または充てん弁の認定品以外への取替	○		
	ホース（⇒フレキシブルホース、金属フレキ管、高圧ホースの項を参照）	△	△	△
ローディングアーム ガスホースリール スイベルジョイント	すべて認定品で構成された物への取替		○	
	部品の認定品への取替		○	
	部品の認定品への取替	○		
配管・継手	変更（他律工事配管ルートの変更を除く）、増設又は認定品以外への取替	○		
	認定品への取替（既設配管との溶接等の現場加工を伴わないものに限る）		○	
	溶接等の現場加工を伴う取替（管認定試験者が施工し、かつ同事業者が認定書を交付したものに限る）		○	
	溶接等の現場加工を伴う取替（上記以外）	○		
	ガスケット、ボルト、ナットの取替			○
配管ルート変更 （他律工事）	配管に付属する設備又は近接する設備の取替えに伴い必要が生じた配置変更又は迂回等で現場溶接がない場合		○	
	耐震設計対象、または上記以外	○		
フレキシブルホース 金属フレキ管 高圧ホース	直接容器等に接続されるもの			○
	直接容器等に接続されないもの（認定証あり）		○	
	直接容器等に接続されないもの（認定証なし）	○		
安全弁	認定品への取替（所要吹出量以上のもの）		○	
	認定品以外への取替	○		
	設定圧変更（設定圧力が増加し、系全体の常用圧力の増加も伴うもの）	○		
	設定圧変更（設定圧力が増加するが、系全体の常用圧力の上昇は伴わないもの）			○
	設定圧変更（設定圧力が減少し、系全体の常用圧力の減少も伴うもの）	変更報告書（要相談）		
	設定圧変更（設定圧力が減少するが、系全体の常用圧力の変更は伴わないもの）			○
	放出管の位置の変更		○	
減圧弁	認定品への取替（設定圧力が増加するが、当該設定圧以上での現地気密試験が過去に未実施のもの）	○		
	認定品への取替（設定圧力が増加するが、当該設定圧以上での現地気密試験が過去に実施済のもの）		○	
	認定品への取替（設定圧力に変更がない、または減少）		○	
	認定品以外への取替	○		
	設定圧変更（設定圧力が増加し、系全体の常用圧力の増加も伴うもの）	○		
	設定圧変更（設定圧力が増加するが、系全体の常用圧力の上昇は伴わないもの）			○
	設定圧変更（設定圧力が減少し、系全体の常用圧力の減少も伴うもの）	変更報告書（要相談）		
	設定圧変更（設定圧力が減少するが、系全体の常用圧力の変更は伴わないもの）			○
緊急遮断弁	弁本体の取替（認定品）		○	
	弁本体の取替（認定品以外）	○		
	アクチュエータ（防爆にかかる電気機器の変更を除く）・駆動用圧縮空気配管等の変更			○
	アクチュエータ（防爆にかかる電気機器の変更に限る）の変更		○	
	操作位置の変更（移設・追加・撤去）		○	
一般弁類 逆止弁 ストレーナ	認定品への取替（取替えに際し溶接等の現場加工を伴わない場合）（仕様変更含む　例：玉形弁⇒ニードル弁）		○	
	認定品認定品の耐圧部品の一部を用いた取替（取替えに際し溶接等の現場加工を伴わない場合）		○	
	認定品への取替（取替えに際し溶接等の現場加工を伴う場合⇒配管・継手の項を参照）	△	△	
	認定品以外への取替	○		
	耐圧にかかる部品の取替	○		
	その他の部品の取替（耐圧にかかる部品以外又は消耗品）			○
液面計 （附属のバルブについては、その他弁類を参照）	認定品への取替（クリンガー式等高圧ガスが通る構造の液面計の場合）		○	
	認定品以外への取替（クリンガー式等高圧ガスが通る構造の液面計の場合）	○		
	差圧式液面計の同一方式への取替			○
	差圧式液面計の同一方式以外への取替	○		
	差圧式液面計の表示部の交換			○
液面計発信器 流量計	差圧式液面計発信器の同一方式への取替			○
	差圧式液面計発信器の同一方式以外への取替	○		
	差圧式液面計発信器の表示部の取替			○
	認定品への取替		○	
	認定品以外への取替	○		
	発信器（防爆にかかる電気機器の変更を除く）の変更			○
	発信器（防爆にかかる電気機器の変更に限る）の変更		○	
圧力計 圧力計発信器	同一方式への取替（フランジ・配管等の附属部を含む）			○
	同一方式以外への取替（フランジ・配管等の附属部を含む）	○		
温度計	同一方式への取替（耐圧部に限る）			○
	同一方式以外への取替（認定品）（耐圧部に限る）		○	
	同一方式以外への取替（認定品以外）（耐圧部に限る）	○		
	耐圧部の取替をしない場合の方式の変更			○
保安電源	バッテリー、電源配線等の部品、消耗品の取替			○
	上記以外		○	
静電気除去	アースの位置の変更、ボンディング用接続線の取替			○
	上記以外		○	

※・大臣認定試験者試験成績書の交付を受けたもの（大臣認定品）
・高圧ガス保安協会又は指定特定設備検査機関による高圧ガス設備試験を受検し、高圧ガス設備試験成績書の交付を受けたもの（KHK試験合格品）
・高圧ガス保安協会が実施した一般則第6条第1項第11号から第13号等の各基準にかかる委託検査を受検し、合格したもの（KHK委託検査受検品）

高圧ガス製造施設等、貯蔵所の軽微変更のチェックリスト（一般則・液石則・コンビ則）（R8.10.23）

製造のための施設等の変更には、技術上の基準に変更のない部分の変更は含まれないこととされています。
従って技術上の基準で規制をしていない設備について変更する場合は、手続き不要となります。

2. ガス設備以外（ガスが通る部分以外）の製造施設・貯蔵設備

設備・施設等の名称	取替える設備の概要	変更許可	軽微変更	届出不要
障壁、流動防止壁 防火壁	位置、構造の変更あり		○	
	位置、構造の変更なし		○	
容器置場	増設又は位置の変更（工事を伴うもの）	○		
	増設又は位置の変更（工事を伴わないもの）	○ （完検不要）		
	屋根材、壁材、床材等の材料変更		○	
	屋根材、壁材、床材等の取替補修			○
プラットホーム 機械室 その他製造室	増設又は位置の変更		○	
	屋根材、壁材、床材等の材料変更		○	
	屋根材、壁材、床材等の取替補修			○
機械室等の 開口部、換気装置	換気能力に減少がある場合		○ 要相談	
	換気能力に減少がない場合			○
防護柵	貯槽防護柵、ディスペンサ防護柵の取替			○
	上記で位置や大きさの変更を伴う場合		○	
漏えい検知警報設備	警報部、検知部の交換		○	
	警報部、検知部の増設		○	
	警報部、検知部の撤去		○ 要相談	
	警報部、検知部の位置の変更		○	
	エレメント、配線部品等の取替			○
感震設備、除害設備	（同左）		○	
事務所	ガス検警報部、遮断弁・散水装置操作位置の変更		○	
	その他建築物の増設			○
散水設備 防火設備	貯水槽・給水ポンプ（能力が減少する場合）		○ 要相談	
	貯水槽・給水ポンプ（能力に変更がない、もしくは増加する場合）			○
	散水配管・散水ノズル（口径や長さに変更がある場合）		○	
	散水配管・散水ノズル（口径や長さに変更がない場合）			○
消火器	（同左）			○
事務所境界線	位置の変更がある場合		○	
	位置の変更がない場合			○
警戒標・貯槽の表示	（同左）			○
基礎	耐震設計にかかるもの	○		
	耐震設計にかからないもの			○
防液堤、防爆電気設備	（同左）		○	
照明設備	防爆エリア内の筐体とランプの交換（エリア内の全部交換の完了後に提出）		○	
	防爆エリア外のランプ以外の交換			○
	ランプのみの交換			○
通報設備	位置、方式に変更がある場合		○	
	位置、方式に変更がない場合			○